

税金の話

住民税額、所得税額はこうなります。

モデルケース1

夫・妻（所得なし）・子（17歳）・子（12歳）
 給与収入 7,000,000円 給与所得控除後の金額 5,100,000円

所得控除	社会保険料控除	700,000円
	配偶者控除	330,000円（所得税控除額は 380,000円）
	扶養控除	330,000円（所得税控除額は 380,000円）
	特定扶養控除	450,000円（所得税控除額は 630,000円）
	基礎控除	330,000円（所得税控除額は 380,000円）
計		2,140,000円（所得税控除額は2,470,000円）

課税総所得金額 2,960,000円（所得税は 2,630,000円）



平成18年度（所得税は平成18年分）	平成19年度（所得税は平成19年分）
住民税 200,000円	住民税 297,500円
・定率減税 14,700円	（算出方法）課税総所得金額 296万円 × 税率 10% - 調整控除 2,500円 + 均等割 4,000円
所得税 263,000円	所得税 165,500円
・定率減税 26,300円	（算出方法）195万円 × 5% = 97,500円 (263万円 - 195万円) × 10% = 68,000円
合計 422,000円	合計 463,000円

〔住民税と所得税の合計額は変わりませんが、定率減税の廃止により41,000円の増額となります。〕

モデルケース2

夫（68歳）・妻（65歳、所得なし）
 公的年金収入 3,000,000円 公的年金等に係る雑所得 1,800,000円

所得控除	社会保険料控除	160,000円
	配偶者控除	330,000円（所得税控除額は 380,000円）
	基礎控除	330,000円（所得税控除額は 380,000円）
計		820,000円（所得税控除額は 920,000円）

課税総所得金額 980,000円（所得税は 880,000円）



平成18年度（所得税は平成18年分）	平成19年度（所得税は平成19年分）
住民税 53,000円	住民税 97,000円
・定率減税 3,700円	（算出方法）課税総所得金額 98万円 × 税率 10% - 調整控除 5,000円 + 均等割 4,000円
所得税 88,000円	所得税 44,000円
・定率減税 8,800円	（算出方法）88万円 × 5% = 44,000円
合計 128,500円	合計 141,000円

〔住民税と所得税の合計額は変わりませんが、定率減税の廃止により12,500円の増額となります。〕
 住民税は町民税6%、県民税4%の税率を掛けて100円未満を切り捨てたものを合計するので、10%掛けた金額と一致しない場合があります。

今月の納税など

町県民税 全・1期分
 公共下水道事業受益者負担金
 納期限は7月2日(月)です

問い合わせ先
 税務課住民税係
 ☎(48)1111
 (内 220)